

# 第39回山口県学校環境衛生研究 大会報告 〈その1〉

大会実行委員長：中 村 光 宏  
大会副実行委員長：鈴 木 基 泰

第39回山口県学校環境衛生研究大会が5月22日(金)山口県教育会館にて開催されました。

県内の学校長や養護教諭、栄養教諭、体育教諭などの学校関係者、学校薬剤師の参加があり、日本薬剤師会学校薬剤師部会の村松部会長をはじめ、香川県、広島県、島根県、岡山県、千葉県より参加頂きました。

午前中の研究協議会では、第1課題「くすり教育、薬物乱用防止教室、学校保健委員会」、第2課題「給食」、第3課題「学校環境衛生（水質、教室環境）、理科薬品」の3課題に分けて行われ、各課題ともに活発な研究協議が行われました。

午後からの特別講演では和歌山県で学校薬剤師をされ、また教育機関への指導等でご活躍しておられます、西前多香哉（にしまえたかや）先生をお招きし「学校生活における感染症対策～ノロウイルス対策を中心に～」という演題にてご講演頂きました。

本年度は実際に学校現場で対応して頂けるように、嘔吐物処理の実演をして頂きました。参加して頂いた皆様にも大変好評で有意義なものとなりました。

## 【参加状況】

全体参加人数151名

内訳：第1課題60名

第2課題26名

第3課題27名



## 【アンケート結果（今後の大会への意見）】

- ・ 1学期の開催では養護教諭の参加が難しいために開催時期を検討して頂きたい
- ・ 金曜日の開催は参加しやすい
- ・ 着衣水泳時の衛生管理・注意点について（プール水質検査）
- ・ 保健室の薬品管理、器具の管理
- ・ トイレ掃除について
- ・ 手洗い指導、薬品の使用について
- ・ 学校感染症について
- ・ アレルギーへの対応
- ・ 光化学オキシダント PM2.5について

以上

## 【特別講演】



西前多香哉先生



擬似嘔吐物を使用し、嘔吐時の対応についてご講演頂きました。

### 第1課題

#### くすり教育・薬物乱用防止教室・学校保健委員会

出席者60名

報告者 年光 久美

#### 発表

1. 薬教育の充実をめざして～学校薬剤師と連携した保健授業の取組から～

光市立島田中学校 教諭 石津 悦美

学校薬剤師 大戸富美子

#### 取組時の概要

- \*平成24年度から全面実施となった学習指導要領により、中学3年生の保健体育科でくすり教育が始まった。一昨年から、養護教諭の協力のもと授業実施したが、くすりの専門知識を必要とするため学校薬剤師と連携し授業の充実を図った。
- \*養護教諭がコーディネーターとなり、保健体育教諭と学校薬剤師とのトライアングル授業を行った。

## 生徒の実態

- \* くすりに関しては、家族の余った処方薬や友人から譲り受けたくすりを服用するなど不適切な服用をしている生徒も見られる。

## 授業の実施

- \* 事前打ち合わせを学校薬剤師・養護教諭・担当教諭で連携を図り授業計画・授業で扱う道具・模型など教材研究を行った。
- \* 日本学校保健会の「くすりの授業」についての事前アンケート実施・集計。
- \* 日本学校保健会・中学生版「くすりの正しい使い方」のプレゼン用ソフトを利用。

## 成果と課題

- \* 「セルフメディケーションを実現するには、くすりに関する基礎知識と適切な使用法を身に着けることは不可欠で、くすり教育の大切さを痛感した。
- \* 小学校では「くすり教育」の指導がないため、基盤づくりは中学校となり繰り返し指導が重要。
- \* 今回トライアングル授業といった養護教諭をコーディネーターとし、学校薬剤師とTTを取り組むことができ充実した授業となった。

## 2. 危険ドラッグの基礎知識

山口県学校薬剤師会 理事 井向 雅美

### 危険ドラッグとは

危険ドラッグの作用・症状・危険性・取締法・関連事故事件等について説明

- \* オシャレなパッケージで使用者の抵抗感を減少させている。
- \* 「合法」と称して販売されることから、他の薬物よりマイルドだと誤った印象をあたえている。→「危険ドラッグ」と名称変更
- \* どのような成分が入っているか不明（未知の物質）であり、最悪の場合死亡する。
- \* 依存性がある
- \* 乱用者の自動車運転による、交通死亡事故がおこっている。
- \* 社会秩序を乱す（被害者・家族・救急・医療警察行政・マスコミ等）
- \* 反社会的な団体の収入源に・・・

### 薬物乱用防止教室で伝えること（啓発リーフレット参照）

- \* 薬物乱用の基礎知識
- \* 薬物乱用が心身・社会にもたらす影響
- \* 断り方とその後の対応
- \* 悩んだときはすぐ相談

### 薬物乱用防止教室の中でこころがけていること

自分を勇気づける5つのステップ

- ①自分が大切に思うものは何か考える
- ②自分を本当に大切に思っている人のことを想う
- ③自分が得意なことは何？
- ④自分の将来や夢や目標をもつ
- ⑤正しい知識を持つ

例 錦織圭選手の小学校時代の作文（小さいときからチャンピオンになるという夢を持っていた）

### 学校がなすべきこと

子供たちが学校に通うことが、薬物乱用の抑止力になります。子供たちの居場所になる事が大事です。指導員は子供たちがドロップアウトしないよう見守っていかなければならない

資料のPPTは山口県学校薬剤師会のHP「資料」に掲載しています。ご利用ください。

## 3. メディア教育における学校保健委員会と生徒保健委員会の取組

～平成26年度の取組から～

宇部市立厚南中学校 養護教諭 中村 照枝

---

## 保健教育テーマ設定理由について

過去3年間の生活リズムのチェックから、睡眠不足という課題がみえてきた。

取組の中で睡眠不足の背景にメディアの付き合い方が大きく関与している。

保健教育だけでなく学校全体で「メディアと上手に付き合おう」と言うテーマに決定

## 実態把握について

全校生徒対象にメディアに関するアンケート実施（9割がなんらかのメディアと接触）

## 取組について

(1)性に関する教育講演会・LINEでのトラブルや性被害、ネットいじめについて講演

(2)薬物乱用防止教室・薬物乱用者とメディア依存者の脳の状態が類似している

(3)第1回学校保健委員会・アンケート調査の結果発表。参加者それぞれの立場から意見をだし協議をおこなった。

(4)文化祭による保健委員の発表・3年保体委員が発表、全校生徒と保護者への発信

(5)その他・入学式での生徒指導・保護者向け講演・市内統一アンケート・人権に関する講演会・第2回学校保健委員会（反省と今後の課題）

## 成果と評価・課題

1年間の取組の評価をする為、1学期に行ったアンケートと同じものを行った（生徒・職員）・1日のメディア使用時間3時間以上の子が減少した。職員については効果があったか、なかったかの質問で、ほとんどが、効果ありと感じている。子供の心身の健康にメディアが影響していると回答、今後も学校でのメディア教育は必要である。

## 協議内容

**質問** 石津先生、専門家としての学校薬剤師の活かし方、打ち合わせについて教えてください。

**回答** 前任校から面識があり、お願いしやすかった。専門的な分野は分からないので大戸先生に全面的にお任せしました。打ち合わせは、薬局に何度も通い、養護教諭を介して予定を立て、話してほしいことも養護教諭に伝えてもらいました。

**質問** 井向先生、薬剤師として専門的な知識を子供たちに伝える時の注意点などありましたら、教えてください。

**回答** 情報化社会で隠すことは無理、情報をより身近に感じるように伝えるようしているが、むずかしい。逆に先生方により方法があったら教えてほしい。

**質問** 中村先生、アンケート調査から文化祭発表、評価までの生徒の活動を教えてください。

**回答** 文化祭の発表は、生徒保体部3名行いました。

アンケート調査11項目の結果をグラフ化し生徒より第1回学校保健委員会で実態報告。第1回保健委員会参加者はPTA会長・副会長3名・学年部のPTA役員3名、学校医、学校薬剤師、教職員9名で、方針を協議します。

（例えば、結果や発表内容が保護者に伝わらないといけない。肝心なのは、保護者の心構えだね。ということで、保護者に分かってもらうには文化祭での発表が1番ということで、発表となった。）年度末には再度アンケートを取り、結果から第2回学校保健委員会で評価・反省して次年度に繋いでいます。

## 指導助言

\* 小学校3年生で明るさの授業に参加した。そこで、子供たち環境衛生検査について話すことができた。授業に参加し顔の見える薬剤師をめざしてほしい。

薬物乱用防止教室での自分を勇気づける5つのステップは子供に伝わりやすい

（島根県）

\* 子供の指導の際、学校指導要綱は少し理解していたほうがよいと思う。

環境衛生検査完全実施において、機器は頻度の少ないものは共有でもよいと思うがよく使うものや消耗品（検知管等）は、学校においておくというのが理想だともう

（広島県）

---



- \*くすり教育・薬物乱用防止教室で、授業のあとの子供たちにどのくらい理解できているか。感想・アンケートなどでもよいのでフィードバックしてほしい。授業の改善に使っていききたい
- \*連携という点で、学校側は、しっかり学校薬剤師を活用してほしい。学校薬剤師は、指導の面で学校側によく相談して実施してほしい。学校保健委員会の開催において、学校薬剤師も参加して、子供たちの安心安全な生活をつくる一員として努めてほしい。



## 第2 課題

### 「給食」

協議主題 安全・安心な学校給食をめざして

出席者 学校薬剤師 4 名、学校関係者22名  
報告者 渡辺眞美子

#### 発表

#### 1. 安全で安心な学校給食のための衛生管理

～学校給食衛生管理基準に沿った調理マニュアルの改善～

山口市立大内中学校 栄養教諭 松崎 裕子

平成14年4月から学校給食が開始され、米飯は4年前から行っている。

施設で問題となっているのは、トイレの前室が無い、臨時職員が7名で毎日4～5名の勤務になっているので、衛生管理を全員に周知徹底するのが難しい等ある。近年、調理従事者が感染源となる食中毒事例が発生しているため、日頃から健康管理には十分留意している。

山口市教委作成のノロウィルスマニュアル（ノロウィルスフローチャート）に従い、疑いがある場合は市教委に連絡して検査を行っている。

また、食器が定期検査のたびにヨウ素でんぷん反応が陽性となるので、今回、学校薬剤師から紹介された酵素入り洗剤を使用し、温水による浸漬を行ったところ、ヨウ素でんぷん反応が陰性となった。温水による浸漬が食器の表面に傷をつけず、でんぷんの汚れを落とすのに効果的と思われる。しかし、酵素入り洗剤が高価なので、検討が必要である。

#### ※浸漬方法

酵素入り洗剤（アルボースオートクリーンAF-E）

0.1% 温水45～50℃ 25分浸漬

傷をつけない、スポンジは使用しない。

#### 2. 学校給食での食器洗浄度検査（ヨウ素でんぷん法）における問題と改善策

山口県学校薬剤師会 給食部会 小林 晃子、中村 光宏、福田せい子  
為近 純子、渡辺眞美子

学校給食で使用している食器には、PEN樹脂製（ポリエチレンナフタレート）、ABS樹脂製、メラミン樹脂、強化磁器、アルマイト等がある。山口市では以前、強化磁器を使用していたが、破片が児童の眼に入り、重大事故になったことがあるため、PEN樹脂製に移行された過去がある。PEN食器を使用している施設の衛生検査における食器残留物検査（ヨウ素でんぷん法）において、陽性になる食器が増加しているの、困っている。それを踏まえ、昨年の学校給食衛生管理指導者講習会において、食器洗浄度検査及び実技講習を実施することとなった。県内21給食施設から食器を持ち寄ってもらい、一斉にでんぷん検査とATP検査を同時に行い相関性を検討した。ここでも陽性となる食器が続出した。

結果 ①食器の中でもボール碗は、ヨウ素反応が陽性となりやすい。特に温食の汁碗に使用しているボール碗は、84%ヨウ素反応が陽性となった。

②ヨウ素反応陽性群ではATP値が有意に高くなった（ $p < 0.05$ ）。

③同じ施設でも温食汁に使用しているPEN食器は他の食器と比べると、でんぷんが付着しやすい傾向がある。

考察 ヨウ素反応が陽性になる食器は洗浄不良の可能性高く、汁物に使用するPEN食器（ボール碗）は汚れが付着しやすいので、どのような洗浄方法がよいか検討する必要がある。

さて、この検査において、洗浄優良施設が1ヶ所あった。周東給食センターである。

PEN食器を使用後10年経過しても傷なし、でんぷん汚れなし。

ここで、食器洗浄優良施設の洗浄ポイントを紹介する。

1. 酵素入りの浸漬洗剤を使用（濃度0.1%、温度45℃以上、25分浸漬）
2. 高圧自動食器洗浄機の使用（全工程1分）アルカリ洗剤を使用し高圧で一枚ずつ洗浄する。
3. 温度の異なる2回工程すぎ
4. スポンジは不使用

※洗浄工程は変更できない、洗剤の予算がないという施設はPEN食器のボール碗は温食に使用しないでご飯茶碗として使用することを提案する。

※酵素入り洗剤 アルボースオートクリーンAF-E  
アルカリ洗剤 アルボースオートクリーン



## 協議内容

質問 床の消毒はどうしたらよいか。

回答 床は消毒する必要が無い。

しかし、吐いたときはノロウイルス対策に沿って対処する必要がある。

ステンレス製は次亜塩素酸ナトリウムで腐食するのでアルコールで消毒する。

質問 調理員がノロウイルスの疑いあるときはどうしたらよいか。

回答 市教委に連絡して、ノロウイルスの検査をしてもらい、陰性でないと調理が出来ない。

質問 PEN食器はどのように洗浄しているか。

回答 周東学校給食センターにおいては、シンクの大きさは5m×1.5m×60cmにお湯の量と食器を勘案して酵素洗剤を投入。決して触らず漬けておくだけの作業である。がちゃがちゃ触ると傷をつける原因となる。手洗いの時はマイクロファイバーを使って軽く洗う。

## 指導助言より

今回の食器洗浄度検査を実施することによって、食器の洗浄において、酵素入り洗浄剤を使用して、浸漬することによって食器に傷がつかないで洗浄できると新しく認識できたのでとても良い成果であった。この見本を参考にしたい。

# 第39回山口県学校環境衛生研究 大会報告 〈その2〉

大会実行委員長：中 村 光 宏  
大会副実行委員長：鈴 木 基 泰

## 第3課題

### 学校環境衛生（水質、教室環境）・理科薬品

出席者 27名

報告者 渡邊 章代

- 協議主題
- ・ プール水の適切な管理について
  - ・ 理科薬品等の適切な管理について
  - ・ よりよい学校環境をめざして

## 学校プールの水質管理について

### プール設備・薬品の主な役割

#### ① 浄化装置（ヘアキャッチャー・濾過機）

##### ヘアキャッチャー

- ・ プール中の大きなゴミや毛髪を取り除く。
- ・ 定期的な除去が必要。

##### ろ過機

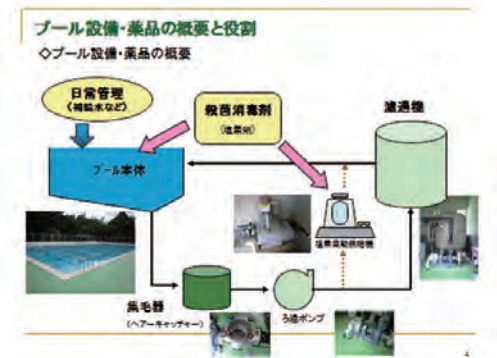
- ・ プール内に漂っている汚れ（浮遊物）を捕集。
- ・ 1日4ターン以上の流量（夜間停止する場合は6ターン以上）が必要。
- ・ ろ過機的能力を維持するため定期的な逆洗操作が必要。
- ・ 砂ろ過タイプは、より効率的なろ過を行うために凝集剤を使用。

#### ② 殺菌・消毒剤

- ・ プール内に持ち込まれるバクテリア・細菌類を殺菌消毒し、児童・生徒の健康を守る。
- ・ 学校：文部科学省 その他のプール；厚生労働省がそれぞれ基準を制定。
- ・ 休日や夜間の管理を行うことで藻の発生を防止。

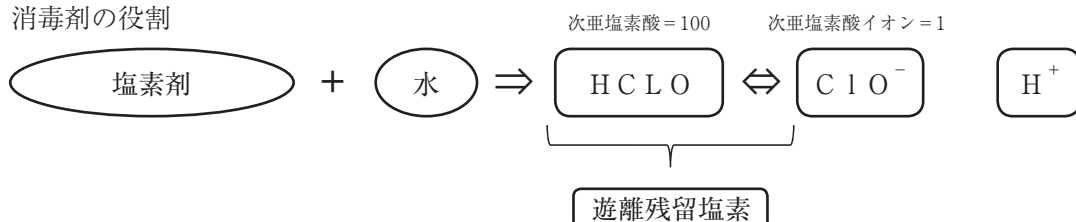
#### ③ 日常の維持管理（水質管理・補給水など）

- ・ 水面に浮遊している毛髪・垢・煤塵などをオーバーフローさせプール外に除去。
- ・ 溶解性有機物やアンモニアを除去するために補給水はプール容量の5～20%が目安。



### 殺菌・消毒剤（塩素剤）

#### ◇殺菌・消毒剤の役割

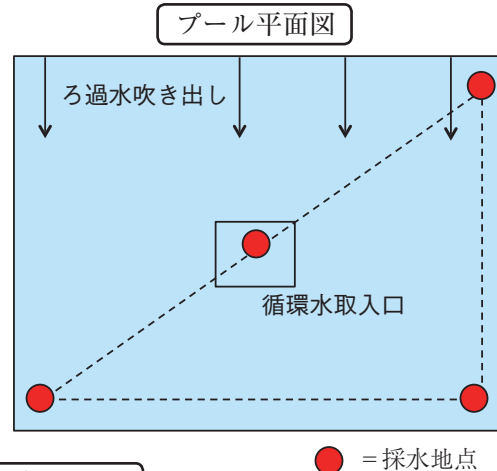


遊泳者が持ち込む汗や垢（皮脂等）、尿、糞などの排泄物（※）、埃や土砂などにより細菌などが繁殖し、病気に感染した遊泳者がプールに入ると、プール水を媒介して伝染する。  
 （※ろ過浄化装置では、完全には取りきれない。）

プール水中の遊離残留塩素濃度を0.4mg/L以上で保持することが重要

**プール水の塩素管理**

- ・ 遊離塩素濃度の測定はD P D 試薬（または同等以上の精度を有するもの）で測定。
- ・ 測定は、プールの対角線上の3点以上で、プール水面下20cmの場所を採水して行う。
- ・ ろ過水の吹き出し口から遠い場所（塩素が出にくい）場所で測定するのが原則。
- ・ 高濃度の塩素を測ると、D P D 自体が脱色されて、透明になるので注意が必要。



塩素管理がプール管理上、最も重要です。

**プール水のpH管理**

- ・ 殺菌消毒剤の殺菌力は、プール水のpHに左右される。
- ・ pHが酸性のほうが殺菌力が強くなるが、ろ過設備等に錆等の影響を与える恐れがある。
- ・ pHがアルカリ性に傾くと、殺菌力が1/20以上弱くなり、藻が発生し易くなる。ろ過機による汚濁物質の捕集については、pHがアルカリ性に傾いたほうが捕集し易くなる。

→ pHは、中性域で管理することが望ましい。

**塩素の殺菌効力**

- ・ pH6.0以下で最大効力
- ・ pH7.5で約60%、pH8.0で約20%まで効力低下

**ろ過性能**

- ・ pH7.4~7.8が最適
- ⇒ [Al(OH)3] のフロック形成能力最適
- ⇒ 金属塩の沈降

ろ過性能と殺菌力のバランスを保つことが重要！

1日1回はpHを測ること！

**プール水の日常管理**

◇補給水の重要性

昔の学校環境衛生の基準には、新規補給水は「5~20%/日が目安」と明示。

- 浮遊性汚物の除去
- アンモニアなど無機塩の希釈
- 溶解性の汚染物質の希釈
- 水のpH安定力の保持



**水の疲労回復！**

・ 日常的なオーバーフローやろ過機の逆洗作業を励行してください。

ろ過機の逆洗浄も定期的に行う

◇その他

- ・ プールに汚染を持ち込ませない！（シャワー、足腰洗い、洗眼などの徹底）
- ・ 濾過機の運転状況のチェック！



- ・ 遊泳者の健康チェック！
- ・ プールの目視確認（濁り・異物）

### その他

#### \*遊離残留塩素の休日・夜間管理

- ・ 遊泳期間中の発藻等の水質トラブルは、雨天直後・遊泳終了後の夜間や土日などの休日中の遊離残留塩素濃度の不足によるものがほとんど。
- ・ 遊泳終了後に、夜間管理／休日管理用の塩素剤の投入を行い、塩素ギレを防ぐようにしてください。

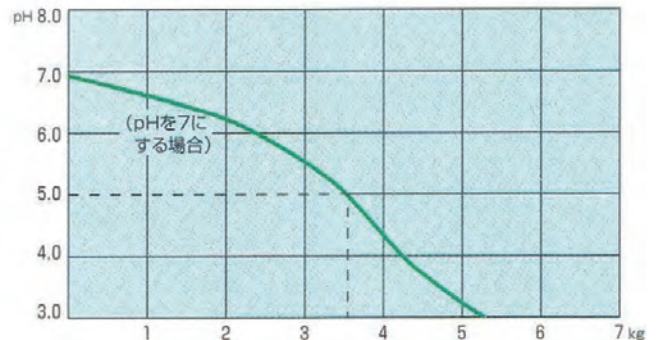
遊泳時以外の塩素管理も気をつけて！

### 水質トラブルの対処法

#### \* pHが低下した時

シアヌル酸系塩素剤は、猛暑による過剰量使用や補給水不足の状態では、pHを酸性にする場合がある。必ず1日1回遊泳前にはpHを測定し、補給水や中和剤などで適正なpH管理をう。

pH低下した場合は、市販の速溶性のpH調整剤（ソーダ灰）を使用。測定したpH値から中性にするための必要量を割り出し、プールに直接投入する。



#### \* プール水が着色（緑）した時

塩素切れなどを起こし、藻が生えた場合

pH値低下による金属イオンの析出（鉄/マンガンは緑色）

#### 対策

- ① 殺藻剤で、高塩素濃度処理（スーパークロリネーション：塩素濃度目安5～10mg/L以上）をする。（6時間以上）
- ② 藻の死骸もしくは金属塩が沈殿したら、ろ過機をフル回転し除去。
- ③ pHを測定し、規定量のpH調整剤を散布し中性（pH7.0）付近にする。
- ④ 適正な補給水などを加える。

#### 予防策

- ① 残留塩素管理を徹底する（夜間・休日含む！）。
- ② pH管理・補給水管理を徹底する。

#### \* 透視度が悪い時

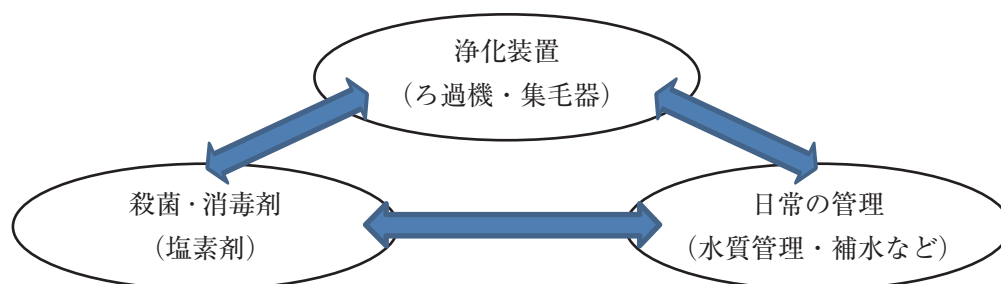
<濁りの原因>

- ① ろ過機の異常、ろ材が古い（ろ過効率低下）。
- ② 人が持ち込む汚れによる濁りの発生。
- ③ 発藻・金属塩析出・水垢による濁りの発生。
- ④ pH変動が激しかった場合の濁りの発生。

<濁りの予防対策>

- ① ろ材やろ過ポンプの状況が適正であること。ヘアーキャッチャーの定期的な清掃をすること。
- ② プールに汚染を持ち込ませない！（シャワー、足腰洗い、洗眼などの徹底）
- ③ 適正な塩素管理、pH管理を行う。（夜間・休日の塩素管理）
- ④ ろ過助剤の定期的な投入を行う（硫酸バンド、PAC、カチオン高分子凝集剤）

快適なプール環境を作り、衛生的に泳ぐためには



これらの各項目は有機的に連携して、衛生的なプール環境を作ります。

## 理科薬品等の適正な管理について

山口県教育庁高校教育課 指導主事 岡田 省吾

### 薬品管理基準の要点

山口県教育委員会では、平成7年10月に「適正な理科薬品の管理と安全な理科実験の手引」を作成し、学校に配付した。

また、平成12年10月には、学校における理科薬品の保管管理基準を改定し、周知した。これらによる薬品管理に当たっての要点は、次の(1)～(3)のとおりである。

#### (1) 対象となる薬品について

- ア 「毒物及び劇物取締法」第2条に規定する毒物
- イ 「毒物及び劇物取締法」第2条に規定する劇物
- ウ 「消防法」第2条に規定する危険物
- エ 「特定化学物質等障害予防規則」に規定する特定化学物質

#### (2) 帳簿について

##### ア 薬品保管使用簿

- ・ 整備し、定期的に点検すべき帳簿である。
- ・ 理科薬品等の重量は、風袋込みで記載する。

##### イ 薬品出納簿

- ・ 県立学校では、様式に従って整備し、定期的に点検すべき帳簿である。
- ・ 市町立小学校、中学校においては、各市町の出納の規則によることとし、該当する規則がない場合は、何らかの方法で薬品購入の記録（購入年月日及び購入量）が分かるように工夫する。

##### ウ 薬品使用票

- ・ 必要に応じて整備すべき帳簿であり、必ずしも整備する必要はない。

##### エ 一般薬品の各帳簿は上記(1)の薬品とは別冊とし、上記アと同様に管理することが望ましい。

#### (3) 薬品管理責任者について

教諭とする。

### 薬品管理上の主な留意点

- (1) 理科薬品等については、学校の安全管理及び予算の効率的使用の観点から、実験等の年間指導計画に基づき、各学校等の実態に応じた適切な数量による計画的な購入に努めること。
- (2) 薬品使用票は補助簿であることから、薬品保管使用簿への転記は、速やかに行うこと。その際、薬品保管使用簿と薬品使用票の日付が一致すること。
- (3) 新たに購入した薬品は、薬品出納簿に登記後、薬品保管使用簿に記載されるので、薬品保管使用簿の日付は、薬品出納簿の受入年月日と同じか又はそれ以後であること。

- 
- (4) 薬品を希釈して使用する場合は、使い切るよう努めること。なお、残った希釈薬品が、法的に毒物、劇物、危険物又は特定化学物質に該当する場合（例：10%を超える濃度の塩酸）は、毒物、劇物、危険物又は特定化学物質として取り扱い、新たに薬品保管使用簿への記載が必要となる。
- (5) 廃液及び不用薬品は適正かつ計画的に処理すること。

#### 毒物劇物の適正な管理保管等に関する定期点検について

学期に1回（年3回）の定期的な点検には、校長、副校長又は教頭が立ち会うこと。また、その際、下記に示した点検票に記録を残すこと。

#### 総点検

毎年11月11日（毒物劇物危害防止対策総点検の日）を中心日として実施するものとし、当日に実施できない場合は、できるだけ近い日に実施すること。

## 日常点検の実際

山口県学校薬剤師会 理事 渡邊 章代

#### 日常点検の目的

学校環境を衛生的に保持するためには、日常点検を計画的に進めていくという管理機能と、児童生徒等に自分達が生活している身近な生活の場を衛生的に保つために必要な知識を理解させることで、習慣や態度を形成し、かつ実践できるようにする教育機能との一体化を図ることが重要である。

#### 日常点検の法的根拠

##### 学校保健安全法施行規則第2条

「学校において前条に定める検査を行うほか、日常的な点検を行い、環境衛生の保持及び改善を図らなければならない。」

#### 日常点検

- \*主に教職員によって実施されるものである。
- \*教育活動として取り扱うことが望ましく、児童生徒等の参加のもとに実施されることが望ましい。  
（学校環境を衛生的に保持するために必要な知識や習慣、態度などを習得する目的）
- \*主として感覚（五感）によって実施できるものが多い。
- \*日々継続して実施することが重要である。
- \*その結果を必ず記録として残しておくことが重要である。

#### 事後措置

- ・ 異常があった場合、必ず事後措置を行うこと。
- ・ 事後措置の仕方が不明な場合は、学校薬剤師に相談する。

## 定期検査を行うための下準備

山口県学校薬剤師会 副会長 河添 真一

学校とは、環境からの影響を受けやすい発達段階の児童生徒等が、1日の多くの時間を集団で過ごす場である。児童生徒等が快適に学習活動等を行うためには、定期検査による学校環境衛生の確認が重要になるが、その検査も「いつ」・「どこを」・「どんな状況下で」等を考慮して実施しなければ、検査結果を活かすことが出来ない。

---

そこで重要なのが毎授業日に行われている日常点検である。日常点検の内容をチェックし、それから定期検査の計画を行えば、各学校に合った意味のある定期検査になる。それぞれの定期検査には実施するのに適した時期があり、また、なぜ各検査項目・基準があるのかを考慮しながら行くと、より有意義なものになる。

## 学校環境衛生検査の完全実施に向けて

山口県学校薬剤師会 副会長 河添 真一

平成21年4月に「学校保健法」から「学校安全保健法」に変わり、学校環境衛生基準の法制化がされ、6年が経ちます。文科省の方からも学校環境衛生検査を100%実施するよう指導されておりますが、全国的にもまだまだ不十分の状況です。児童生徒等が学習活動等を行う際には、学校の衛生環境が児童生徒等の健康及び学習能率等に大きな影響を及ぼすことがあります。

学校内の環境衛生を守るために、学校及び学校薬剤師の共通理解のもと、完全実施に向けて、学校環境衛生検査の遵守をお願い致します。

